

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年10月27日
新十津川町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				新十津川地区	無	平成31年度～令和5年度	新十津川地区活動組織
	○			北大和地区及び大和地区	無	令和2年度～令和6年度	大和集落
	○			南大和地区及び中央地区 (徳富川以北)	無	令和2年度～令和6年度	里見集落
	○			中央地区(徳富川以南) 及び弥生地区	無	令和2年度～令和6年度	文京集落
	○			北花月地区	無	令和2年度～令和6年度	北花月集落
	○			花月地区	無	令和2年度～令和6年度	樺戸集落
	○			南花月地区	無	令和2年度～令和6年度	南花月集落
	○			総進地区	無	令和2年度～令和6年度	総進集落
	○			上総進地区	無	令和2年度～令和6年度	上総進集落
	○			学園地区	無	令和2年度～令和6年度	学園集落
	○			吉野地区及び幌加地区	無	令和2年度～令和6年度	吉野・幌加集落
		○		北大和地区	無	令和2年度～令和6年度	北大和 Save the Earth Union
		○		南大和地区	無	令和2年度～令和6年度	南大和環境保全組織
		○		花月地区及び弥生地区	無	令和2年度～令和6年度	花月弥生環境を考える会
		○		花月地区	無	令和3年度～令和7年度	樺戸集落環境保全